

公益社団法人 茨城県診療放射線技師会定款

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県診療放射線技師会と称する。

[事務所]

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

[目的]

第3条 この法人は、診療放射線技術の向上発展並びに茨城県内の診療放射線技師の職業倫理を高揚すると共に、県民医療の向上に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 診療放射線技術の向上発展に関する事業
- (2) 県民への放射線の知識の普及と啓発に関する事業
- (3) 診療放射線技師による職業倫理の高揚に関する事業
- (4) 放射線の管理及び障害防止に関する事業
- (5) 本条の主旨を目的とした図書刊行物の刊行に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県内において行うものとする。

第3章 会員

[法人の構成員]

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 茨城県内に居住し、又は勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に顕著な功績のあった者であって、本会の役員等を歴任し、理事会の推薦により総会において承認された者
- (3) 特別会員 茨城県内において、この法人の事業目的に長きにわたり貢献した者であって理事会の推薦により総会において承認された者
- (4) 賛助会員 この法人の主旨及び目的に賛同し、この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

[資格の取得]

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書に入会金を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員及び特別会員として承認された者は、本人の承諾をも

って会員となるものとする。

[入会金及び会費]

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、総会において定める「会費等納入規程」により、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 第11条第1号により退会した者が再度入会しようとする時は、前項の入会金及び会費の他に、2年分の会費を納入しなければならない。

[任意退会]

第8条 会員は、理事会の定める退会届に必要事項を記入し、会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

[除名]

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な理由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知し、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

[会費等の不返還]

第10条 退会又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の拠出金は、過払い及び二重払いの場合を除き返還しない。

[会員資格の喪失]

第11条 第8条及び第9条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2)総正会員が同意したとき
- (3)当該会員が死亡、又は会員である団体が解散したとき

第4章 総会

[構成]

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

[権限]

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

[開 催]

第14条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 総正会員数の10分の1以上の議決権を有する正会員から理事に対し総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により総会の招集の請求があった場合

[招 集]

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合には、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 前条第2項第2号の開催請求から4週間以内に前項の招集の通知が発せられない場合、当該開催請求をした正会員は裁判所の許可を得て総会を招集できる。

[議 長]

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

[議決権]

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

[議 決]

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛

成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[書面による議決権の行使]

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、委任者は総会について出席したものとみなす。

- 2 代理人を選任する場合、当該正会員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

[議事録]

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

[役員の設定]

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

[役員を選任]

第22条 理事及び監事は別に定める規程により、総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は会員以外から選任しなければならない。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

[役員制限]

第23条 理事及び監事は、相互に兼ねる事はできない。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者、又は3親等内の親族、その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を越えてはならない。
- 4 監事は相互に前項に順ずる親族その他の関係にある者、又は密接な関係にある者であってはならない。

[理事の職務及び権限]

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその職務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。

- 4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事は、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。

[監事の職務及び権限]

第25条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは会長に対し理事会の招集を請求することができる。

[役員任期]

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

[役員解任]

第27条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、第18条第2項2号に基づき解任することができる。

[役員報酬]

第28条 理事及び監事は無報酬とする。

第6章 理事会

[構成]

第29条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、議決に参加することはできない。

[権限]

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務執行の監督
- (3)会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

[招集]

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の招集は、開会の日から10日前までに文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

- 3 会長は第24条第5項又は第25条第3項による請求があった日から5日以内にこの請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知を発し、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長又は各常務理事が招集する。

[議 長]

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事のうちから選任する。

[決 議]

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認めない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の異議がない場合は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

[議事録]

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、監事及びその会議において選出された議事録署名人2人以上は前項の議事録に署名押印する。

[委員会の設置]

第35条 理事会は、この法人の事業を推進するために必要と認めるときは、その議決により委員会を置く。

- 2 委員会は、その目的に関する検討結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の設置等は別に定める規程による。

第7章 資産及び会計

[事業年度]

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[事業計画及び収支予算]

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

[事業報告及び決算]

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事

の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び2号の書類については内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告または承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

[公益目的取得財産残額の算定]

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 解散

[公益認定の取消し等に伴う贈与]

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日、又は当該合併の日から1か月以内に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

[残余財産の帰属]

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

[公告の方法]

第42条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をする事ができない場合は、官報による。

第10章 事務局

[事務局]

第43条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長並びにその他の職員は会長が任免する。
- 4 事務局長並びにその他の職員は事務分掌、給与等について、会長が理事会の決議を経て定める。

第11章 雑 則

[委 任]

第44条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、横田 浩とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

改定履歴

2014.5.25 改定